

教育委員会 平成 24 年度 11 月定例会会議録

○日 時 平成 24 年 11 月 21 日（水） 9 時 30 分開会、10 時 20 分閉会

○場 所 鎌倉市役所 全員協議会室

○出席委員 山田委員長、朝比奈委員、下平委員

○傍聴者 6 人

○本日審議を行った案件

1 報告事項

(1) 委員長報告

(2) 課長等報告

ア 鎌倉市立大船中学校改築に係る設計業者の選定結果について

イ 行事予定（平成24年11月21日～平成24年12月31日）

2 議案第23号 鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について

3 議案第24号 鎌倉市図書館協議会委員の任命について

4 議案第25号 教育財産の取得の申し出について（扇ガ谷一丁目用地）

5 議案第26号 求償金減額等調停事件の和解の申し出について

山田委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより 11 月定例会を開会する。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。

本日の会議録署名委員を下平委員に願います。それでは日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 委員長報告

山田委員長

11 月に入り立冬を過ぎ寒さが増してきたが、私ども茶飲みの世界では、ちょうど炉を開いたり、あるいは初夏に摘んだ茶葉を詰めた壺の口を開いて、初めて切っていただくというお祝いの季節である。その中で私どもは幾つか学校訪問等を今月はしてきた。まず 5 日に私は第二中学校の研究発表に出席してきた。こちらでは授業教科と体育の授業を拝見し、特に体育ではバスケットボールの試合をしているところを拝見した。私の時代は男女別れて、特に中学校は体力もかなり差もあるので、男女に別れて試合をしていたが、混合チームで非常に和気あいあいと楽しそうにやっていた。その反面、何としても特訓

するとか、ボールに食らいつくというような、ハングリー精神のような物が欠けているようにも感じられた。その後13日に委員3人で稲村ヶ崎小学校を訪問した。こちらはほとんどの学年が1学級という少人数校で、それぞれメリット、デメリット両方あると伺った。やはり学校が小さいと教員の数も少なく、しかしやる事は大きい学校と同じ様にあるというあたりを、もう少し近隣の小学校と連携したりしながら、工夫をしてはというような話もしてきた。私事だが、稼業の方で第二中学校から職業体験の男子を数名受け入れた。和室に入ったのが初めてというお子さんも多く、正座が出来なくて、本当に泣く泣く時間を過ごした子もいたが、お茶をたてたり、路地の掃除をしたりという、普段出来ないことをしていただいた。あとは教育委員会から私は総合計画審議会というのに出席しており、夏に職を受けてから、数回会議が開かれている。こちらは平成8年に策定された、第三次総合計画を一部修正して、来年の秋を目途に基本構想と計画を策定するというものだが、現在の進捗としては12月の下旬頃までに一次素案を策定するという事になっている。そしてそれに向けて市民の意識調査や意見収集をしているという段階である。次回その報告があるので、また何かあればこの場で報告させていただく。

(2) 課長等報告

報告事項ア 鎌倉市立大船中学校改築に係る設計業者の選定結果について

山田委員長

報告事項ア「鎌倉市立大船中学校改築に係る設計業者の選定結果について」報告をお願いします。

学校施設課長

報告ア「鎌倉市立大船中学校改築に係る設計業者の選定結果について」報告する。大船中学校の改築については、昨年度に策定をした鎌倉市立大船中学校改築基本計画に基づき、高い品質水準の施設整備が求められることから、設計業務を委託する事業者を選定する方法として、公募型プロポーザル方式を採用した。この方式は公募により、複数の受託希望者から、その目的に合った企画を提案してもらい、その中から業務遂行能力のある者を選ぶ方法であり、単に価格の安さだけで選定したのでは期待した結果が得られない場合が生じてしまうのを避けるため、規模の大きい公共建築物等の設計にはコンペ方式と共に一般的に用いられる委託先事業者の選定方式である。このプロポーザル方式の実施にあたっては、公正な審査を期すことが必要なため、今年8月に学識者及び学校関係者5名で構成する鎌倉市立大船中学校改築設計プロポーザル審査委員会を設置して、委託先の選定作業に入った。まず8月14日に開催された第1回審査会において、応募要領及び評価基準が決められた後、8月20日から9月7日までを公告期間とし、プロポーザルに参加する事業者を募集した。この間8月23日の現地見学会には24社が参加し、また8月31日の参加表明の受付期限までに27社の参加表明書が提出された。最終的には9月7日までに、23の事業者から参加申し出と技術提案書の提出があり、9月25日の第二回審査委員会において書類選考による第一次審査が行われ、参加23社の中から第二次審査のヒアリングに進む5社が選定された。その後10月13日に第三回審査委員会が開催され、選定された5社に対するヒアリングと共に、受託候補者の選定に向けて審査が行われた結果、株式会社石本建築事務所横浜事務所が選定された。同社の提案が審査委員会において高く評価された点は、資料の鎌倉市立大船中学校改築設計プロポーザルにつ

いて、A4の2枚もので右上に資料と記されているもの、この4ページに記載されているように、大船中学校の改築における土地利用計画を5つのコンセプトに整理して提案しているところであり、読み上げさせていただくと、土地利用計画の5つのコンセプトのもと、自然緑地ゾーン、スポーツゾーン、校庭ゾーン、校舎ゾーン、地域交流ゾーンを明確に導入されていて、スポーツゾーンと校舎ゾーンの間にけやきプロムナードを正門から校庭まで配置して、それぞれ5つのゾーンが繋がりをを持ったまとまりのある計画となっている。特にスポーツ棟の建物上部にプールを設置したことから、校庭がさらに広がり、サッカーや野球の公式試合にも支障なく使用出来る校庭となっており、スポーツゾーンにあるスポーツ棟と合わせて、鎌倉市内の中学校スポーツの拠点となり得る土地利用計画として提案された事が評価された部分であるというものがある。なお同社には10月16日に受託候補者に選定された旨を通知した上で、受託の意思を確認し、応諾されたため10月29日付けで設計業務委託契約が締結されている。委員の皆様には参考資料として、本プロポーザルで株式会社石本建築事務所から提出された、技術提案書1及び2のコピーとA4のカラー版でイメージ図を加えている。まず技術提案書1これはA3用紙で2枚もの、右上の方に様式7-1、様式7-2と記載してあるものを参照願いたい。技術提案書1は業務の実施方針及び実施体制について、設計業務の進め方、設計業務への取り組み体制、設計業務実施上の配慮事項について提案されたものである。次に技術提案書2、同じくA3の2枚もので右上の方に様式8-1、様式8-2となっている。技術提案書2は鎌倉市立大船中学校改築基本計画を踏まえて、広い学校敷地の活用を図るための土地利用計画について、教育環境の整備、各種運動競技の拠点としての整備、豊かな緑の活用及び推進、地域の人々との交流の場の整備、地域の防災拠点としての整備などの具体的な手法が提案されたものである。なお、これらの技術提案書はプロポーザル応募要領の技術提案の課題に対する提案であり、設計案ではない。今後基本設計については平成25年4月、そして実施設計については平成26年1月の完了を目途に委託事業者とともに改築検討協議会委員や地域住民、そして学校及び市関係各課との協議を行いながら設計作業を進めていく。また本件改築事業の進捗については基本設計及び実施設計の策定の際など、今後とも時宜に応じて報告を行っていく。

質問・意見

下平委員

プロポーザル方式ということに関して確認なのだが、これはあらかじめこの費用で改築して欲しいという事が提示されて、その費用の中でこの計画が出せるという事を27社が出して来たということでしょうか。

学校施設課長

ご指摘のとおりである。

下平委員

この決まったところだが、学校建築に関してはかなり経験があるところなのか。

学校施設課長

石本建築事務所は大手の建設会社で、学校に限らず広範な建築物の設計を行っている。

朝比奈委員

大船中学校は私卒業生で、非常に感慨深い思いで拝見しているが、生徒数が多いときはプレハブの校舎で授業を行うことを余議なくされた時代の者なので、これだけのものが出来て、またグラウンドが素晴らしく広く、大船地区のスポーツ関係の拠点になるという夢のような話なのだが、旧鎌倉地域と違い、デザイン等もそんなに古都法がやかましいところではないと思うので、長く使えるし、使い易い自由な設計ができるのではないかと思う。古都法が厳しいところだと、屋根のデザインであるとか外観であるとか、ガラスであまり光るような物は好ましくないとか、コストに跳ね上がる難しいところが出て来ると思うので、それが多分大船地域だとそんなに縛られないのではないかと想像するので、この機会に存分にこの業者の方には力を発揮していただいて、なお関係の皆様方からは充分な要望を伝えていただいて、悔いのない設計をしていただくようお願いしたい。

下平委員

計画の方は、行程表の中で2014年の1月に納品となっているが、実際に生徒たちが使える状況になるのはいつ頃か。

学校施設課長

2014年、平成26年の1月頃にこの設計業務が終了し、その後に建築工事に入る。学校の建築ということになると予算的にもかなり大きなものなので、この工事にあたってはまず教育委員会で前年4月に工事案件ということで議案として提案させていただいて了承をいただくということと、その後に6月の市議会に議案として提出をして承認を受けるという必要がある。したがって、工事着手は平成26年早くても夏休み前あたりになろうかと思う。それから建設工事に入り、完了見込みを平成28年の2月頃と見込んでいる。

山田委員長

一つお聞きしたいのだが、プールが3階の一番上にあるということで、当然なさると思うが、水漏れ等や地震に対する被害等は回避していけるのか。

学校施設課長

プールを3階に持ってきているというのは、現在の位置のままプールを置いておいた場合、こちらの方の技術提案書に書いてある様に、広いグラウンドが確保出来ないということで、これを一緒にするというで建物の上部に備えた。水漏れの関係ということだが、最近の学校建築の中ではプールをこのような形で、屋上の方に配置をするという例は増えて来ている。当然のことながらそういったものの蓄積の中で水漏れ対策についての技術的な向上は行われている。地震等に対する対策ということだが、こちらの方も技術提案書にも書いてある様に、高性能のコンクリート材を使って出来るだけ長く、建物の耐久耐用年数を延ばすということが今回提案されているところなので、そういう意味では頑丈なしっかりした建物ということでそのような心配はないと考えている。

山田委員長

水量も非常に重いと思うので、地下にプールを持って来るというのは想定出来るのだが、空を見ながら泳げるというのも非常に素晴らしいと思うのだが、その辺の安全と水回りは劣化も激しいと思うので、少し心配だが、その辺は良く確認なさっていただきたいと思う。他に何か。

下平委員

設計は大変であるということなので、当然このようなことは綿密に話し合われるのだと思うが、私が色々な小中学校見学させていただいて、やはりどこも苦労されているのが、生徒数が毎年色々な変動をするが、その時の教室のやりくり、教室の移動だとか、後はどうしても建物も段々痛むわけで、その修復の予算が下りないと手がつけられないということで、どこの学校もそれぞれ悩んでいるように感じたので、今後建築されるものには、生徒数に対応出来るような教室作りとか、何か問題が起こった時に、比較的手軽に安価に修正、手直しが出来るという技術もおそらく以前よりも向上していると思うので、そのあたりも含めて綿密に設計相談進めていただけたら良いのではないかと思います。

山田委員長

色々な目的に合わせて学校が活用出来るというのも非常に夢のようなことだと思うのだが、この提案では、一般の出入りが限定されるというか、学校の部分と一般の方が入れる部分というのは、ゾーンで分かれている様に見えるが、治安上大丈夫なのか。

学校施設課長

大船中学校の改築基本計画、これがまず下地になって今回の提案に結びついてきているというところがあり、改築基本計画の中で地域交流、地域との連携が多くひとつのテーマとして掲げられている。そういうことの中で、この提案書の中には現在体育館が建っている位置について、これを空地にして地域交流のスペースにするということ、それから校舎の中に「大中ホール」というものが、この提案ではされているので、それが地域の方達が来られるというところがあるが、当然のことながら学校にそういう形で不特定多数の方の出入りがあるということから、万全なしきりということが当然必要になってくる。ここの中で示されているものとしては、完全にシャッターで区切って、学校の施設、それから地域の方達が利用できるようなエリアというものを完全にシャッターなりで区切って利用するという方法が考えられているところである。

山田委員長

他に質問・意見などあるか。ないようなので、報告のあった事項については了承ということでよろしいか。それでは報告事項のア「鎌倉市立大船中学校改築に関わる設計業者の選定結果について」は了承することとする。

(報告事項アは了承された)

報告事項イ 行事予定（平成24年11月21日～平成24年12月31日）

山田委員長

報告事項イ、行事予定についてだが、記載の行事予定について特に伝えたい行事等があれば、願うする。

教育部次長兼教育総務課長

教育部、文化財部ともに特になし。

質問・意見

特になし

（報告事項イは了承された）

日程2 議案第23号 鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について

山田委員長

日程の2議案第23号「鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」を議題とする。

学務課担当課長（教職員担当所管）

それでは日程第2、議案第23号「鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」議案の説明をする。議案集は5ページから6ページを参照願うたい。本件は県費負担教職員の人事異動に係り、神奈川県教育委員会から示された、神奈川県公立学校教職員人事異動方針を受けて平成25年度の教職員人事事務が円滑に行われるよう、基本方針を策定しようとするものである。基本方針としては、第一として「適材を適所に配置すること」。第二として、「教職員の編成を刷新強化すること」。第三として、「全市的・全県的視野に立ち広く人事交流を行うこと」の3点である。これらの基本方針に基づき、次の3点を平成25年度における人事異動の重点として説明する。一つ目の「特色ある学校作りを目指した適材適所への配置」では、各学校が目指す「創意工夫を活かした特色ある学校づくり」に係り、学校長は自らの経営方針を達成するため、人材の確保を求めるところであるが、教育委員会としては各学校長の要望をかなえるような教職員の異動について極力配慮していきたいと考えている。二つ目の「若手教員導入による編成の刷新」では、若手教員を軸とした新規採用及び他市町からの転任採用を考えている。新規採用については、平成24年度は小・中学校あわせて29名。小学校が17名、中学校が12名を配置することができた。来年度も適切な教員の採用を県教委に要望していく。また他市町からの転任採用により、中間の年齢層の教員の確保にも務めていきたいと考えている。3つ目として、他市町及び行政機関との人事交流では、他市町や行政機関での経験を生かし、鎌倉の教育を担える人材を確保するために各関係機関に積極的に働きかけて人事交流を行いたいと考えている。これらの重点をもとに、関係機関の

積極的な協力のもと、教職員の適正な配置に務めてきたいと考えている。

質問・意見

朝比奈委員

平成 25 年度人事異動の重点にある「特色ある学校づくりを目指した適材適所への配置」。鎌倉の学校はよそと違うという、他市町と比較して特色を出しやすい、あるいは特色を人事交流で他から来る先生方からすると色々期待して来ることもあると思うので、外から来る方が鎌倉に来て良かったと、何か得るものがある、さらに伸びることが出来るような、これは市内の異動にももちろん関わるが、異動した事が何も意味をなさない様なことがないような工夫や努力をしていくことが必要だろうと考える。是非、その辺を積極的に求めたいと思う。

下平委員

基本的な質問になるが、先ほど今年度採用の小学校、中学校の先生の人数に対してお話があったのだが、次年度は何人採用するか、県に要請するかという流れとして、先ほどあったが各学校から何人下さいというのが上がってきて、それをこちらで話し合っ県に出すのか、予算の問題もあると思うが、その辺の流れはどの様に鎌倉市に何人の先生という風に決まるのか、そこを伺いたい。

学務課担当課長（教職員担当所管）

鎌倉市の方で、今欠員になっている小学校、中学校の先生の数を算定して、中学校だと必要な教科の数、小学校だと担任の数、その必要数を鎌倉市として県の方に要望する。県の方では採用の人数が決まっているので、その中で県全体を見通した中で、それぞれの教育事務所があるのだが、そこに人数が割り当てられて、さらにその教育事務所の中で、こちらだと湘南三浦教育事務所の管内という所だが、鎌倉、藤沢、茅ヶ崎、逗子、三浦、葉山、寒川の 5 市 2 町の所に県の担当が、こちらが要望した人数に出来るだけ沿うような形で配置をするので、必ずしもこちらが要望した数が全部来るということは無いと思うのだが、極力こちらが要望した数が配置していただけるよう、要望はしていきたいと考えている。

下平委員

実際ここまで過去、要望した人数に足りていないのか。学校を見学すると、どこの学校も先生が足りない、クラスが少なくなれば先生の数も少なくなるが、様々な行事があれば、行事に関わる手もあると、やはりそういうことも考えると足りないとか、そういう声が結構あるので、実際現実にこちらが要望した数が出ているのか、それとも全体的に少し足りないのか、その辺を伺いたい。

学務課担当課長（教職員担当所管）

教職員の定数というのは決まっており、何学級だと先生が何人という決まりがあるので、それ以上要望というのは出せない。確かに欲しいといえば欲しいのだが、教職員定数というのは法律で決まっており、その中での配置になるので沢山欲しいといってくれるものではない。

下平委員

その定数は集まっているのか。

学務課担当課長（教職員担当所管）

その定数は足りている。もう1つ追加で、全員正規の職員ではないので、臨時的任用職員もいるので、子どもの人数によって、先生の数変動してしまうので、正規の職員を入れておいて、子どもがいなくなったから、辞めて下さいというわけにはいかないなので、その辺の部分は臨時的任用職員という形で対応している。

山田委員長

それから、怪我や病気で教員が欠員になった場合は、その時々に応じて、県に対してさらに、補充をお願い出来るのか。

学務課担当課長（教職員担当所管）

今、特に若い先生が増えているので、産休とか育休が増えている。その場合には、臨時的任用職員を代替として、任用するような形を取っている。病気でお休みの先生の代わりも非常勤という形で最初は配置している。ただ今現在、登録者が少ないという状況で、特に神奈川県内どこでも人を探すのには苦労をしているという現状がある。

朝比奈委員

臨時に採用する職員の方というのは、本当に臨時であって、ごくわずかな期間しか生徒、児童と関われないわけだが、正職員とは違った関わり方で決められたことがあるのか。あまり深く立ち入らないようにとか、そのあたりは正職員と同じ接し方でよろしいのか。

学務課担当課長（教職員担当所管）

非常勤職員というのは、授業の代替ということに決まっている。授業だけをやるという形である。臨時的任用職員だと正規先生達と同じ仕事になるので、小学校で言えば担任業務も同じようにやっていただくことになる。

（採決の結果、議案第23号は原案どおり可決された）

日程3 議案第24号 鎌倉市図書館協議会委員の任命について

山田委員長

次に日程の3議案第24号「鎌倉市図書館協議会委員の任命について」を議題とする。議案の説明についてお願いする。

中央図書館長

議案第 24 号「鎌倉市図書館協議会委員の任命について」提案理由について説明させていただく。議案集は 7 ページから 8 ページを参照願いたい。鎌倉市図書館協議会は図書館法及び鎌倉市図書館協議会設置条例に基づき設置され、委員の定数は 5 名、任期は 2 年となっており、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者を有する者、並びに市民のうちから教育委員会が任命することとされている。現委員の任期が平成 24 年 12 月 14 日をもって任期満了となるので、新たに 5 名の方々を委員に任命しようとするものである。委員は学校教育及び社会教育の関係者、学識経験者については関係団体からの推薦により、また家庭教育の向上に資する活動を行う者については、市内で活動する読み聞かせのボランティアから、また市民については 9 月に公募を行い選考委員会の審査を経て決定をしたところである。任命予定者は議案集 8 ページのとおり、委員の任期は平成 24 年 12 月 15 日から平成 26 年 12 月 14 日までの 2 年間となる。

質問・意見

特になし

(採決の結果、議案第 24 号は原案どおり可決された)

日程 4 議案第 25 号 教育財産の取得の申し出について (扇ガ谷一丁目用地)

山田委員長

次に日程の 4 議案第 25 号「教育財産の取得の申し出について (扇ガ谷一丁目用地)」を議題とする。議案の説明について願います。

世界遺産登録推進担当担当次長兼文化財部次長

議案第 25 号「教育財産取得の申し出について」提案の理由を説明する。議案集 9 ページから 10 ページを参照願いたい。扇ヶ谷一丁目用地については、寄付の申し出を受けた土地・建物に関する取扱いについて 7 月 18 日及び 9 月 19 日の当委員会で説明をさせていただいた。今回取得を予定している土地、建物は寄付を受ける予定の土地、建物に隣接し一体的に活用を行い、早期の対応が望まれている世界遺産ガイダンス施設として整備する方向で検討・調整を進めている。該当する土地及び建物は 10 ページの「土地取得物件・建物取得物件」に記載の通り、土地の面積は扇ヶ谷一丁目 26 番 27 外 4 筆で合計 6785.24 m²、建物の延床面積は 1137.77 m²となっている。いずれも公募上の面積である。以上、文化的施設の整備を図るため、市長に教育財産の取得の申し出をしようとするものである。

質問・意見

山田委員長

この土地に関してではないのだが、先日イコモスから調査が来られたということだが、その後はいかがか。

世界遺産登録推進担当担当次長兼文化財部次長

イコモスの現地調査だが、9月24日から27日、4日間行われた。予定通り21の重要な要素、それからこの遺産の特徴として、鎌倉三方をとりまく山稜部が構成資産であるので、それぞれ三方から見ていただいた。天候にも恵まれ、鎌倉の特徴を充分私どもから説明出来たと思っている。実はどういう調査をして、調査員がどのような対応があったかということについては、イコモス調査員は守秘義務が課せられている関係で、勿論私どもも随行していたので仔細承知しているが、詳しくはご報告が出来かねる状況である。ただ、最終日に記者会見し、文化庁からは一定の理解を得られたというようなコメントを出している。内容を申し上げられなくて申し訳ないが、そのような状況であった。

世界遺産登録推進担当担当次長兼文化財部次長

先ほど、面積等について説明をさせていただいたが、この面積はあくまでも公募面積であるという説明をさせていただいた。今後市議会等にも取得の議決をいただくようになるが、この時には実測の面積をもって議決、契約等していくという形になるので申し上げておく。

(採決の結果、議案第25号は原案どおり可決された)

日程5 議案第26号 求償金減額等調停事件の和解の申し出について

山田委員長

次に日程の5、議案第26号「求償金減額等調停事件の和解の申し出について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

学務課担当課長（教職員担当所管）

日程第5、議案第26号「求償金減額等調停事件の和解の申し出について」議案の説明をする。議案集は11ページから15ページを参照願いたい。当該事件は、平成19年7月23日市が支払った損害賠償金240万円について、元教員に国家賠償法第1条第2項により、求償金を請求してきたところである。これまでその支払いはなかったが、平成24年5月28日に元教員が市を相手方として損害賠償求償金の減額等を求める調停を鎌倉簡易裁判所に申し立てたものである。その後5回の調停を経て鎌倉簡易裁判所調停員から調停条項案が示された。その内容は、1、申立人は、相手方（鎌倉市）に対し、求償金240万円と平成19年7月23日以降の遅延損害金（年5分の割合の利息）の支払い義務があることを認める。2 申立人は、相手方に対し、求償金240万円を分割により支払う。3 申立人が支払いを怠ったときには、求償金の未払い額のほか、これに対する平成19年7月23日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を相手方に直ちに支払う。4 申立人が遅滞なく求償金240万円を全額支払ったときは、相手方は申立人に対し第1項の遅延損害金の支払い義務を免除する。5 申立人はその余の請求を放棄する。6 申立人及び相手方は、本件に関し本調停事項に定めるもののほか、他に何ら債権債務のないことを相互に確認する。7 調停費用は各自の負担とするというものである。この調停条項（案）の内容は、今までの調停内容を踏まえ、鎌倉簡易裁判所調停員から提示されたものであることから、これら

を尊重し調停を成立させ和解をするために市長に申し出ようとするものである。

質問・意見

下平委員

事件は19年ということでも私は知らないのだが、これはこの時の事件の内容ではなくて、この議案内容に関して審議をすればよろしいか。

山田委員長

それで良いと思う。

下平委員

11 ページの提案理由のところなのだが、国家賠償法に基づき求償金を請求して来たがとあるのだが、これはどんな形で、どんな内容であったのかももう少し説明願いたい。

学務課担当課長（教職員担当所管）

国家賠償法は第1条第1項において、公務員がその職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた時は、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずると書いてある。さらに、第2項で公務員に故意又は重大な過失があった場合は、国又は地方公共団体はその公務員に対して求償権を有すると書いてある。今回の事件は被害者に市が損害賠償金を支払い、さらに加害公務員に故意又は重大な過失があったので、求償権を行使したものである。

下平委員

次に12ページなのだが、19回に及んで平成33年までの分割ということなのだが、どうして調停の結果、このような和解内容になり、少し期間が長いように感じるのだが、その辺の経緯をお願いする。

学務課担当課長（教職員担当所管）

調停の中でももう少し短い期間で終わるよという話も申し出て来たのだが、申し立て人の財産の状況や収入の状況から月2万円が限度であろうという話を調停員の方から提示された。課税証明書と収入状況の確認が出来るような書類も提出してもらい、市の方でも確認をしている。

下平委員

具体的にいうと、例えば平成25年6月30日限りと書いているが、これは月2万ずつ返すのか。それともまとめて12万をこの期間に返すのか。

学務課担当課長（教職員担当所管）

半期に12万ずつということで、要するに6月30日までに12万支払うということで、また12月の末までに残りの12万を支払うという形である。毎月毎月ではなくて、半期という形である。

山田委員長

調停費用は各自で負担とするというのが 13 ページの頭にあるが、これはどの位かかっているのか。

学務課担当課長（教職員担当所管）

鎌倉市の方では費用はかかっている。申し立て人の方が申し立書によると、7000 円の印紙代と 2600 円分の郵便切手代がかかっているそうである。

下平委員

12 ページの 4 番なのだが、遅延損害金の支払い義務の免除というのは、なぜ免除になるのか。

学務課担当課長（教職員担当所管）

求償金の減額を求める調停の話し合いの中で、市としては支払った 240 万円は出来ない旨を主張してきた。通常和解するにあたり、遅延損害金は免除すると調停員及び鎌倉市の弁護士の先生から話を伺ったので、鎌倉市が支払った 240 万円全額支払った場合は遅延の延滞金は免除することとしている。但し、支払いが滞った場合は、残額に平成 19 年の 7 月 23 日以降の年五分の割合による遅延損害金を支払うことと条項案の中には書かれている。

朝比奈委員

これは、最終的には市議会の議決というのがあるわけだと思うが、そこでこれはおかしいではないかという意見があった場合はどうなるのか。

学務課担当課長（教職員担当所管）

議会の承認が得られなかった場合には、調停は不調になってしまう。調停が不調となった場合は、地方自治法の施行例の第 171 条の 2 により、鎌倉市から訴訟手続きを行うことになる。

朝比奈委員

裁判費用がかなりかかるということになると思うが。

学務課担当課長（教職員担当所管）

裁判費用となると、手数料として幾らかかかり、また弁護士費用等もかかるので、相当なお金がかかってくると思う。

(採決の結果、議案第 26 号は原案どおり可決された)

山田委員長

以上で、本日の日程は全て終了した。11 月定例会を閉会する。